

別紙4

畜産・酪農生産力強化対策事業

第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助率並びに事業の細目については、別添1-1から別添1-4並びに別表1から別表3のとおりとする。

1 酪農経営改善対策

酪農経営における後継牛確保や和子牛生産拡大等のため、性判別精液や和牛受精卵等の利用、性判別精液生産機器の導入の推進等に必要な費用の一部について補助する。

2 肉用牛繁殖性向上対策

和牛繁殖経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した、繁殖性の向上等を図るための発情発見装置の導入等に必要な費用の一部について補助する。

3 養豚競争力強化対策

種豚生産経営における種豚の能力向上を図るため、優良な純粋種豚・精液の導入、飼料利用性や肉質を測定するための機器導入等に必要な費用の一部について補助する。

4 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等に必要な費用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

1 本事業のうち第1の1から3までの事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

2 本事業のうち第1の4の事業実施主体は、事業開始年度（平成27年度）に選定された基金管理団体（以下「基金管理団体」という。）とする。

第3 取組主体等

1 本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員である（1）のいずれかの団体であって、（2）から（5）までを満たすものとする。

（1）取組主体の対象者

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 協同組合

エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

カ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

- (ア) 組織及び運営についての規約を定めていること。
 - (イ) 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- (2) 畜産クラスター計画（(6)の集団にあっては、(6)のウの目標。以下同じ。）の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- (4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員（(6)の集団にあっては、(6)のウの目標に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員）（以下「構成員」という。）に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。
- (6) 本事業に取り組む意思のある以下の要件を満たす3戸以上の農業者から構成される任意団体であって、本事業の趣旨を達成するために必要があると都道府県が特に認める集団については、本事業上、取組主体に準ずる者として取り扱う。
- ア 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - イ 当該集団の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - (ア) 目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
 - (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - (エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。
- 2 第1の1の事業のうち、別添1-1の1の(2)から(4)までの技術普及を行う団体（以下「技術普及主体」という。）は、酪農経営に資する新たな技術の普及を行う以下要件を満たすものとする。
- (1) 1の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であること。
 - (2) 技術普及を的確かつ広範に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
- 3 第1の2の事業のうち、別添1-2の1の(2)の技術実証を行う団体は、肉用牛の繁殖性向上に資する新たな技術を実証する共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織であって、次の要件を満たし、事業実施主体が行う公募により選定された組織（以下「技術実証主体」という。）とする。
- (1) 2以上の企業、大学、独立行政法人、農業協同組合等でコンソーシアムを構成していること。
 - (2) 技術実証を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。

- (3) 技術実証を円滑に遂行するための財政基盤を有していること。
- (4) 技術実証終了後に、技術実証の成果として得られた技術やノウハウを広く普及するに足る能力等を有していること。

第4 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の生産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

乳用種後継牛の確保や肉用牛の繁殖性の向上、分娩事故率や子豚離乳頭数等に係る定量的な指標を設定するものとする。

3 取組主体等の成果目標

取組主体等は、それぞれの作成する取組計画、技術普及計画又は技術実証計画において、1及び2に準じて目標年度及び成果目標を記載することとする。この場合、地域における取組内容の成果を評価する定量的な指標を設定するものとする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画等

(1) 第1の1から3までの事業実施主体は、事業の種類ごとに別記様式第1号の別添I-1からI-5までの様式により事業実施計画を作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 本事業については、事業実施計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。

(3) 生産局長は、(1)を承認した場合は、その旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 基金管理団体は、第1の4の事業について別記様式第1号I-6の様式により事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

(5) 事業実施主体は、(1)及び(3)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業内容の追加、中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 事業実施主体の変更

(6) 第1の1から3の事業実施主体は、(1)の事業実施計画書と併せて、実施する事業の趣旨、内容、仕組み、取組主体等の選定、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。生産局長は、これらの承認を行った場合には、その旨を基金管理団体に通知するものとする。

(7) 取組主体等は、(6)で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、取組

計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

(8) 技術普及主体は、第1の1の事業について別添1-1の1の(2)から(4)に関する技術普及計画書を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

(9) 技術実証主体は、第1の2の事業について別添1-2の1の(2)に関する技術実証計画書を作成し、事業実施主体に提出してその承認を受けるものとする。

(10) 取組主体、技術普及主体及び技術実証主体は、その取組計画、技術普及主体計画及び技術実証計画を変更しようとするときは、(7)から(9)までに準じて行う。

2 事業の委託

基金管理団体は、本事業の一部を、他の団体に委託して行うことができるものとする。この場合、基金管理団体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長に報告するものとする。

第6 補助対象経費等

1 基金管理団体は、本事業に必要な別表1から別表3の経費について、基金の範囲内で第1の1から3までの事業にあっては事業実施団体に補助するものとし、第1の4の事業にあっては基金管理団体が行う事業として支出するものとする。

2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1から別表3の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第7 事業成果の報告

1 取組主体等は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第2号の事業成果報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、別記様式第3号の事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施主体は、事業が完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告書を作成し、基金管理団体を經由して生産局長（事業実施主体が基金管理団体である場合にあっては生産局長）に報告するものとする。

第8 事業の評価等

1 第1の1から3までの事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、第4の1の目標年

度の翌年度の7月末日までに、別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

2 第1の4の事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第6号により事業の成果状況を作成し、生産局長に報告するものとする。

3 1及び2により報告を受けた生産局長は、事業の成果状況の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第9 管理運営

1 管理運営

取組主体等は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

機器等の管理は、別添1-1の1の(1)のイの(ウ)及びオ、別添1-2の1の(1)のア、別添1-3の事業を実施する場合は取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難い場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業取組主体を十分に指導監督するものとする。

酪農経営改善対策の事業細目

別紙 4 の第 1 の 1 の酪農経営改善対策の事業細目については、以下のとおりのとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定

取組主体が行う、構成員における後継牛の確保と、和牛受精卵移植による和子牛生産の計画的な取組のための交配計画を策定する取組

イ 後継牛確保対策

(ア) 性判別精液の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別精液を利用する取組

(イ) 性判別受精卵の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別受精卵を利用する取組

(ウ) 育成牧場等への外部預託に対する支援

取組主体自ら又は構成員が行う育成牧場等での後継牛を預託する取組又は哺育育成施設の設置又は既存施設の補改修に必要な機器機材又は資材の導入又は貸付の取組

ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援

取組主体自ら又は構成員が行う性判別受精卵及び和牛受精卵を生産するために必要となる採卵に対する取組

エ 和子牛生産拡大対策

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による和子牛生産のために必要となる和牛受精卵を利用する取組

オ 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援

取組主体が行う自ら又は構成員による和子牛等の哺育育成施設の設置又は既存施設の補改修に必要な器具機材又は資材の導入又は貸付の取組

(和子牛等の預託や売買等による家畜の引受けにより、構成員全体が生産する和子牛等を拡大するものに限る。)

(2) 性判別精液生産機器等の導入

技術普及主体が事業を実施する際に策定する技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備する取組

(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、和牛受精卵の生産拠点を設置する際に必要な機器を整備する取組

(4) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、受精卵移植技術等業務実施者の技術の高位平準化を目的とした研修会を開催する取組

(5) 事業推進

事業実施主体と取組主体が行う、1の(1)から(4)までの事業を円滑に推進するための取組

2 事業の要件

(1) 1の(1)の事業の実施においては、畜産クラスター計画の達成に資する(別紙4の第3の(6)の団体にあつては、これに準じた目標)ものであること。

(2) 1の(1)のアの交配計画は、次の内容のものとする。

ア 取組主体における構成員の乳用牛の交配に係る取組をとりまとめたものであり、構成員が飼養する交配予定の乳用牛であること。

イ 性判別精液や性判別受精卵を活用した、効率的な後継牛の確保に取り組むものであること。

ウ 和牛受精卵を移植する乳用牛は、構成員が飼養する乳用牛全体の3分の1以下の頭数であること。

(3) 1の(1)のイ又はエの事業において交配対象となる乳用牛の要件は、次のとおりとする。

ア 構成員が所有する又は搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。

イ 1の(1)のイの(ア)の事業において性判別精液の授精対象となる乳用牛は、1構成員の経営内で上位2分の1に入る能力を有していると判断されるものであること。

ウ 1の(1)のエの事業において和牛受精卵の移植対象となる乳用牛は、構成員の各経営内で下位3分の1に入る能力を有すると判断されるものであること。

(4) 1の(1)のイの(ア)の事業の対象となる性判別精液の要件は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種雄牛から採取されたものであつて、かつ次のいずれかに該当するものとする。

ア 独立行政法人家畜改良センター(以下「改良センター」という。)が公表した乳用種雄牛評価成績に記載した種雄牛であつて、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあること。

イ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、改良センターが公表した国際評価成績を有するものであつて、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあること。

(5) 1の(1)のイの(イ)又はウの事業の対象となる性判別受精卵の要件は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたもので、次のアからウまでの要件のいずれかを満たすものとし、かつ、受精卵を生産する際に交配する種雄牛は、

国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている乳用雄牛であり、エ又はオの要件のいずれかを満たすものであることとする。

ア 一般社団法人家畜改良事業団が検定農家に通知した牛群改良情報のうち個体情報及び参考情報（以下「牛群改良情報」という。）に総合指数又は泌乳成績を有する乳用雌牛から採卵されたものであること。

イ ペアレンツアベレージ（PA）による総合指数又は泌乳成績が推定できる乳用雌牛から採卵されたものであること。

ウ 海外においてア又はイと同等の能力を有すると認められる能力評価を有している乳用雌牛から採卵されたものであること。

エ 改良センターが公表した乳用種雄牛評価成績に記載された種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。

オ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は成績を有する種雄牛であって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。

(6) 1の(1)のイの(ウ)の事業の対象となる取組主体自ら又は構成員が行う育成牧場等での後継牛の預託に対する取組は、計画的な乳用種後継雌牛の増頭のための検討会の開催又は預託先に係る選定調査・飼養状況調査等とする。

(7) 1の(1)のウ又はエの事業の対象となる和牛受精卵は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の受精卵とする。

(8) 1の(1)のイの(ウ)又はオで取組主体が導入した器具機材又は資材の貸付に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 構成員に貸し付けること若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。

イ 取組主体は、本事業で整備した機器を貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 取組主体が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担（事業費－補助金）／当該機器の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

(9) 1の(2)で整備する機器は、性判別精液を生産する時に必要な機器及び凍結精液を生産する時に必要な精液分注器等とする。

(10) 1の(3)で整備する機器は、受精卵等を生産する時に必要な培養器、凍結器等の器具機材とする。

(11) 1の(4)で実施する研修会は、受精卵移植技術等業務実施者を対象とし、受精卵移植技術等の高位平準化を目的とした研修内容であること。

(12) 1の(2)から(4)までの技術普及計画は、事業実施年度における性判別精液や受精卵の活用等に関する技術の概要、普及手法等を記載したものであること。

3 その他

取組主体は、交配計画の策定に当たり、都道府県知事と協議を行うものとする。

別添 1 - 2

肉用牛繁殖性向上対策の事業細目

別紙 4 の第 1 の 2 の肉用牛繁殖性向上対策の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、以下の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

ア 繁殖性向上システムの構築

取組主体が行う、繁殖成績の向上及び事故率の低減に資するために必要となる、繁殖管理機器とその附帯機器の整備、既存の牛群管理情報を繁殖管理機器と連携しているクラウドシステムに移行するための取組

イ 牛群の健康管理の高度化

取組主体が行う、アのシステムにより管理する牛群の血液や飼料分析（土壌分析や水質分析を含む）、その他畜産クラスター計画において定められた分析の実施、その結果等を活用した飼養管理の改善指導の実施、これらの分析結果や指導内容をアのクラウドシステム等を介して関係者と共有する取組

ウ 牛群管理情報を利活用するための体制整備

事業実施主体が行う、牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、ICT等の新技術を活用した牛群管理の実態調査及び牛群管理情報の収集・分析体制の整備の取組

(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

ア 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進

事業実施計画に基づき事業実施主体が行う、繁殖性向上に資する情報の測定・分析に関する技術実証方針の策定や技術実証の評価、技術実証の現地調査の取組。

イ 新たな測定・分析技術の実証

技術実証計画に基づき技術実証主体が行う、繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するために必要となる、発育、栄養度、発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証の取組。

2 事業の要件

(1) 対象となる肉用牛

1の事業の対象となる肉用牛は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種その他肉専用種（乳用種との交雑種は含まない。）の雌牛とする。

(2) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

1の(1)の事業については、以下の要件を満たすものとする。

ア 1の(1)のア及びイの取組を一体的に実施する取組計画であること。

イ 1の(1)のアで整備する繁殖管理機器は、クラウドシステム等を介して発

情や妊娠、分娩の検知情報及び牛群管理情報を関係者間で共有できるものであること。

ウ 取組主体は、1の(1)のウの取組に必要な牛群管理情報を事業実施主体に提供すること。

エ 1の(1)のアで整備した繁殖管理機器の貸付にあたっては、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 取組主体が整備した繁殖管理機器であって、繁殖経営を営む協議会の他の構成員に貸し付けること又は一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。

(イ) 取組主体は、本事業で整備した機器を構成員に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

(ウ) 取組主体が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担(事業費-補助金) / 当該機器の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内とすること。

(3) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

1の(2)の事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(2)のアの技術実証計画は、事業実施年度に実証を行う技術の概要、実証手法、実証水準等を記載したものであること。

イ 1の(2)のイの事業において、実証の対象となる新たな技術は、以下のとおりとする。

(ア) 繁殖性の向上や繁殖管理の効率化に資する発育や栄養度等に関する指標をICT等の新技術によって測定・分析する技術であること。

(イ) 既に商品化されている技術にあつては、それを改良して、新たに実用化・商品化を試みようとするものであること。

別添1-3

養豚競争力強化対策の事業細目

別紙4の第1の3の養豚競争力強化対策の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、取組主体が実施する次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行うこともできるものとする。

(1) 優良な種豚等の導入

ア 純粋種豚の導入

純粋種豚の改良に必要となる優良な純粋種豚を導入する取組

イ 純粋種の精液の導入

純粋種豚の改良に必要となる優良な純粋種豚の人工授精用精液を導入する取組

(2) 飼料利用性の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる飼料利用性の測定機器を導入する取組

(3) 肉質の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる肉質の測定機器を導入する取組

(4) 飼養衛生管理高度化機器の導入

ア 子豚の事故率の低減

純粋種豚の子豚における事故率の低減のため、より高度な飼養管理に必要となる機器を導入する取組

イ 衛生管理の高度化

衛生的な種豚畜舎を維持し、伝染性疾病のまん延防止に必要となる機器を導入する取組

2 事業の要件

事業実施主体が1の事業において導入した種豚又は機器（以下「機器等」という。）を取組主体又はその構成員に貸し付ける場合には、次の要件を満たすものとする。

(1) 1の事業において対象となる種豚は、次のアからオまでのいずれかに該当するものとする。

ア バークシャー種

イ ランドレース種

ウ 大ヨークシャー種

エ デュロック種

オ 種豚生産者が所有するアからエまで以外の種豚であって、我が国の豚の能力向上に資するものとして生産局長が特に認めたもの。

(2) 1の(1)のアの事業による貸付に際しては、以下の要件を満たすものとする。

ただし、イ及びエについては、(1)のオの生産局長が特に認める種豚にあっては、この限りではない。

ア 種豚生産者が所有する種豚の生産性の向上に資することを目的に、種豚を生産

及び販売する者又は（１）のオの種豚を用い地域の種豚の改良増殖に中核となって取り組む者として生産局長が特に認めるものに貸し付けられるものであること。

イ 事業実施年度内に導入し、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当するもの。

（ア）国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）が証明する次の a 又は b のいずれかの要件に該当する生後 3 か月以上 15 か月以内のもの。

a 種豚登録豚であって、産肉能力検定終了豚、産子検定終了豚又は遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であること。

b 子豚登記豚であって、次の（a）又は（b）のいずれかの要件に該当するもの。

（a）両親のいずれか 1 頭以上が産肉能力検定終了豚、産子検定終了豚であること。

（b）当該対象豚又は両親のいずれか 1 頭以上が遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であること。

（イ）海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後 15 か月以内のもの。

ウ 種豚生産者は導入した種豚を少なくとも 1 回は同種の産子を得るための交配に使用すること。

エ ウにより産出された産子については、子豚登記を行うこと。

また、この実施後においても、純粋種の産子の子豚登記及び種豚登録を行うよう努めること。

オ 導入後、3 年間飼養することとし、やむを得ない事由によりその中途において使用できなくなった場合は、速やかに生産局長に報告するものとする。その場合にあつては、農林水産大臣の返還命令を受けて、当該種豚の処分により得た価額又は残存簿価額のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助金額を上限とする。）について、基金管理団体に返還しなければならない。ただし、災害、盗難、疾病等、種豚生産者の責に帰さない事由であつて、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りではない。

（3） 1 の（1）のイの事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 種豚生産者が所有する純粋種豚の生産性の向上に資する純粋種豚の人工授精用精液であること。

イ 事業年度内に導入し、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当するもの。

（ア）家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 3 項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、1 級又は 2 級の種雄豚から採取された精液であること。

（イ）（ア）の等級のいずれかに属する海外から輸入された精液であること。

ウ 導入後、事業年度内に純粋種の産子を得るための人工授精に使用すること。

- エ 導入精液から産出された産子については、子豚登記を行うこと。
- (4) 1の(2)、(3)及び(4)の事業については、以下の要件を満たすものとする。
- ア 種豚生産者が管理する農場で使用する機器であること。
- イ 種豚生産者が所有する純粋種豚の改良に資すること又は飼養衛生管理の向上が確実に見込まれること。
- (5) 1の(2)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の飼料利用性を測定するための機器とする。
- (6) 1の(3)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の肉質を測定するための機器とする。
- (7) 1の(4)のアで整備する機器は、純粋種豚の子豚における事故率を低減するため、現状より高度な飼養管理に取り組むために必要となる機器とする。
- (8) 1の(4)のイで整備する機器は、種豚間での伝染性疾病のまん延を防止するため、現状より高度な衛生管理に取り組むために必要となる機器とする。
- (9) 1で支援の対象となっている機器等の貸付にあたっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体又は取組主体から種豚生産者に貸し付けること又は一定期間（原則として種豚は3年、機器は5年）貸し付けた後に種豚生産者に無償譲渡することを予定しているものであること。
- イ 事業実施主体又は取組主体は、本事業で導入・整備した機器等を種豚生産者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、当該機器等を利用して得られた種豚改良に係るデータの事業実施主体への提出等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。
- ウ 事業実施主体又は取組主体が賃貸借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機器等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

別添1－4

家畜生産性向上対策の事業細目

別紙4の第1の4の家畜生産性向上対策の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組を行うものとする。

(1) 家畜の生産性に係るデータの収集

事業実施主体が行う、1の(2)の取組に必要な家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるために必要な生産性に係るデータを収集する取組

(2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

事業実施主体が行う、家畜の遺伝的能力最大限に発揮させ、生産性を向上させるために必要なデータ分析、技術指導の取組

(3) 現地講習会の実施

事業実施主体が行う、家畜の生産性の向上を図るための現地講習会の開催の取組

2 事業の要件

(1) 家畜の生産性に係るデータの収集

1の(1)の事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(2)の取組と一体的に実施する計画であること。

イ 1の(1)の技術普及計画は、事業実施年度に収集するデータの目的、種類、収集方法等を記載したものであること。

(2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

1の(2)の事業については、次の要件を満たすものとする。

ア データの分析と技術指導を一体的に実施する計画であること。

イ 1の(2)の技術普及計画は、事業実施年度に分析するデータの目的、種類等を記載したものであること。

(3) 現地講習会の実施

1の(3)の事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(3)の技術普及計画は、事業実施年度に行う現地講習会の概要、目的とする生産性に関する指標、講習技術等を記載したものであること。

イ アンケート等による効果測定を行うこと。

別表1 (第3関係)

補助対象経費	補助率
1 酪農経営改善対策	
(1) 酪農の計画的な経営改善	
ア 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定 後継牛の確保と和子牛生産の計画的な取組のた めの交配計画の策定に必要な経費	定額
イ 後継牛確保対策	
(ア) 性判別精液の利用促進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別精液の 利用に必要な経費	1 / 2 以内 〔授精する雌牛1頭 当たり6千円を上 限とする。〕
(イ) 性判別受精卵の利用推進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別受精卵 の利用に必要な経費	1 / 2 以内 〔移植する雌牛1頭 当たり100千円を 上限とする。〕
(ウ) 育成牧場等への外部預託に対する支援 育成牧場等での後継牛を預託する取組又は哺 育育成施設の設置等のための機器機材の導入等 に必要な経費	定額 〔1取組主体当たり 500千円を上限とす る。〕
ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援 性判別受精卵及び和牛受精卵を生産するための 採卵に必要な経費	定額 〔採卵する雌牛1頭 当たり17千円を上 限とする。〕
エ 和子牛生産拡大対策 和子牛生産のための和牛受精卵の利用に必要な 経費	1 / 2 以内 〔移植する雌牛1頭 当たり70千円を上 限とする。〕
キ 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援 和子牛等の哺育施設又は既存施設の補改修のた めの器具機材又は資材の導入又は貸付に必要な経 費	1 / 2 以内
(2) 性判別精液生産機器等の導入 性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備す るために必要な経費	1 / 2 以内
(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備 和牛受精卵の生産拠点を設置するために必要な経 費	1 / 2 以内
(4) 受精卵移植技術等の実技研修会等の開催 受精卵移植技術等業務実務者の技術の高位平準化 のための研修会の開催に必要な経費	1 / 2 以内
(5) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経	定額

費	
<p>2 肉用牛繁殖性向上対策</p> <p>(1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築</p> <p>ア 繁殖性向上システムの構築 繁殖成績の向上のための繁殖管理機器等の整備、既存の牛群管理情報をクラウドシステムに移行するために必要な経費</p> <p>イ 牛群の健康管理の高度化 牛群の血液分析等の実施とその解析結果等を活用した飼養管理の改善・指導に必要な経費</p> <p>ウ 牛群管理情報を利活用するための体制整備 牛群管理情報を利活用するためのシステムの整備や実態調査等に必要な経費</p> <p>(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証</p> <p>ア 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進 繁殖性向上に資する情報の測定分析技術実証の円滑な実施に必要な計画策定等に必要な経費</p> <p>イ 新たな測定・分析技術の実証 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>3 養豚競争力強化対策</p> <p>(1) 優良な種豚等の導入</p> <p>ア 純粋種豚の導入 純粋種豚の改良のための優良な純粋種豚の導入に必要な経費</p> <p>イ 純粋種の精液の導入 純粋種豚の改良のための優良な純粋種豚の人工授精用精液の導入に必要な経費</p> <p>(2) 飼料利用性の測定機器の導入 純粋種豚の改良のための飼料利用性を測定する機器の導入に必要な経費</p> <p>(3) 肉質の測定機器の導入 純粋種豚の改良のための肉質を測定する機器の導入に必要な経費</p> <p>(4) 飼養衛生管理高度化機器の導入</p> <p>ア 子豚の事故率の低減 子豚の事故率低減に必要となる機器の導入に必要な経費</p> <p>イ 衛生管理の高度化 伝染性疾病のまん延防止に必要となる機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内 〔導入する豚1頭当たり100千円を上限とする〕</p> <p>1 / 2 以内 〔導入する精液1本当たり10千円を上限とする〕</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

<p>4 家畜生産性向上対策 (1) 生産性向上に資するデータの収集 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータを収集するために必要な経費</p>	<p>定額</p>
<p>(2) 収集したデータの分析、技術指導 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータの分析、技術指導に必要な経費</p>	<p>定額</p>
<p>(3) 現地講習会の開催 家畜の生産性を向上を図るための現地講習会の開催に必要な経費</p>	<p>定額</p>

別表2

補助対象経費（共通）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、	

		打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体、技術普及主体、技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者 別の出勤簿及び作業日誌を 整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・技術実証主体内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う	

	社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

(1) 本事業で得られたICT機器や成果物を有償で配布した場合

(2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 3

補助対象経費（主体別）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

なお、技術実証主体については、「備品費」のみ対象とする。

費目	細目	内容	備考
備品費		事業実施を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体及び技術実証に限る ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品は物品受払簿で管理すること
	繁殖性向上機器整備費	事業を実施するために直接必要な繁殖性向上に資するICT機器等の整備費用	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	牛群管理情報の収集・分析体制整備費	事業を実施するために直接必要なICT機器等の整備費用、利用料、プログラム開発・改善費用	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	外部預託先選定費	外部預託をするために必要な現地調査等に係る経費	
	外部預託環境整備費	預託先の育成環境を向上するために必要な、機器・器	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見

	具等の整備費	積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
性判別精液導入費	性判別精液の導入に必要な精液購入費、人工授精技術にかかる経費	
受精卵導入費	性判別受精卵又は和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
採卵経費	採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	
性判別精液生産機器導入費	性判別精液を生産するために必要な機器等の導入費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
受精卵生産施設整備費	受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
和子牛等育成施設整備費	和子牛等を哺育育成するために必要な器具及び機材の導入費用、既存施設を補改修するために必要な原材料費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研修に使用する家畜の借り上げ経費	
純粋種豚導入費	種豚改良のために必要な種豚の購入費	・純粋種であることを証明する血統書を添付すること

	純粋種の精液導入費	種豚改良のために必要な人工授精用精液の購入費	・純粋種の精液であることを証明する血統書を添付すること
	飼料利用性測定機器導入費	種豚の改良に必要な飼料利用性を測定する機器の導入費用	
	肉質測定機器導入費	種豚の改良に必要な肉質を測定する機器の導入費用	
	飼養衛生管理高度化機器導入費	種豚の改良に必要な飼養衛生管理を高度化するための機器の導入費用	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた I C T 機器や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実施計画及び事業実施要領
(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、畜産・酪農生産力強化対策事業(※〇〇〇〇〇)を実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)第5の1(第5の9)に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇には実施要領第1の事業の種類を記入すること。
2 関係書類として該当事業の別添I-1~6及び事業実施要領を添付すること。
3 基金管理団体が自ら行う事業については、農林水産省生産局長宛とすること。

別添 I - 1

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛及び和子牛生産の計画策定計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 後継牛確保対策計画

(ア) 性判別成績利用推進計画（又は実績）

内容	精液本数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 性判別受精卵利用推進計画（又は実績）

内容	受精卵個数	補助率	事業費	補助金	備考

(ウ) 育成牧場等への外部預託計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 採卵計画（又は実績）

内容	採卵回数	補助率	事業費	補助金	備考

エ 和子牛生産拡大計画（又は実績）

内容	受精卵個数	補助率	事業費	補助金	備考

オ 和子牛等育成施設補改修計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

（注）内容には補改修又は機器の貸付について記載すること

（２）性判別精液生産機器導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

（注）導入する機器ごとに記載すること

（３）和牛受精卵等の生産拠点の機器整備計画（又は実績）

内容	整備か所数	補助率	事業費	補助金	備考

（注）整備か所ごとにまとめて記載すること

（４）受精卵移植技術等の実技研修等の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	実施回数	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別添 I - 2

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 性判別精液生産機器導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

（注）導入する機器ごとに記載すること。

(2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備計画（又は実績）

内容	整備か所数	補助率	事業費	補助金	備考

（注）整備か所ごとにまとめて記載すること。

(3) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	実施回数	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別添 I - 3

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

ア 繁殖性向上システムの構築のための交付計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 繁殖管理機器と牛群管理情報の移行の取組を区分して記載すること。

イ 牛群の健康管理の高度化のための交付計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 本欄には、検査、指導、情報共有の取組を区分して記載すること。

ウ 牛群管理情報を利用するための体制整備計画

(ア) 牛群管理情報利活用体制整備検討会や意見交換会の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	回数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) ICTを活用した牛群データ管理の実態調査計画（又は実績）

内容	方法	調査数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 実績報告書の提出時には、作成した実態調査の報告書を添付すること。

(ウ) 牛群管理情報システムの機能改善計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(エ) 中央牛群管理情報分析システムの開発・整備計画（又は実績）

内容	数量	数量	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別添 I - 4

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進

ア 測定・分析技術実証計画の策定（又は実績）

現状の課題	課題解決の方針	補助率	事業費	補助金	備考

- (注) 1 繁殖性に係る測定・分析技術の現状の課題とそれに対して、本事業でどのような技術の実証により解決を図る方針であるかについて課題別に記入すること。
 2 実績報告書の提出時には、策定した測定・分析技術実証計画を添付すること。

イ 実証技術評価委員会の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	回数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 実証現地調査計画（又は実績）

内容	回数	補助率	事業費	補助率	備考

(2) 新たな測定・分析技術実証のための交付計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助率	備考

6 その他の添付資料（任意）

別添 I - 5

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。ただし、事業実施主体が自ら取組を行う場合は上記の取組主体に関する記載は不要とする。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 養豚競争力強化対策

ア 優良な種豚等の導入計画

(ア) 純粋種豚の導入のための交付計画（又は実績）

内容	頭数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 純粋種の精液の導入のための交付計画（又は実績）

内容	精液本数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 飼料利用性の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 肉質の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

エ 飼養衛生管理高度化機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 子豚の事故率の低減、衛生管理の高度化の取組を区分して記載すること。

6 その他の添付資料

(1) 事業実施主体が自ら事業を実施する場合にあっては、第5の1の(7)の取組計画

(2) その他の資料（任意）

別添 I - 6

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体が行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 家畜生産性向上対策

ア 家畜の生産性に係るデータの収集計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 現地講習会の実施計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第2号

平成〇〇年畜産・酪農生産力対策事業成果報告書
(※〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
団体名
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 取組計画書、技術普及計画又は技術実証計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第3号

平成〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書
(※〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者

印

下記のとおり、畜産収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 事業計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第4号

平成〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実績報告書
(※〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者

印

下記のとおり、畜産収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）の第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 事業計画書の様式に準じ、事業実施期間の実績を記入すること。

別記様式第5号

平成〇〇年畜産・酪農生産力強化対策事業効果評価書
(※〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 別添Ⅱを添付すること。

別添Ⅱ

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体、技術普及主体 又は技術実証主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (平成●年末)	成果実績 (平成●年末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

(注) 取組計画又は技術実証計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (平成●年末)	目標年度 (平成●年末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)

別記様式第6号

平成〇〇年畜産・酪農生産力強化対策事業成果の評価報告書
(家畜生産性向上対策)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

(注) 別添Ⅲを添付すること。

別添Ⅲ

1 基本情報

(単位：千円)

事業実施年度	事業実施主体名	事業費	補助金	備考

2 成果目標の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標（目標年度）
成果の検証方法（効果設定値の算出方法）	

(注) 事業実施計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (平成●年末)	目標年度 (平成●年末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)